業務委託契約書

札幌市立稲陵中学校 PTA 会長（以下「甲」という）と、札幌市立稲陵中学校校長（以下「乙」という）とは、甲の事務に関して次の通り業務委託契約を締結する。

（委託事項）

第1条　甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委託し、乙はこれを受託する。

一　PTA 会費の集金及び督促、経理事務一般

二　印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理

三　PTA 広報紙、各種 PTA 関連文書等の配付作業（電子的配付を含む）

四　その他、甲、乙協議の上で必要な業務

前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

（権利業務の譲渡等の禁止）

第2条　乙は、第三者に対し委託契約の一部若しくは全部を委託し、この契約に基づいて生じる権利業務を譲渡し、又は、この契約上の地位を承継させてはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（報酬）

第3条　この業務委託契約に関し、乙は、甲に対して名目の如何を問わず、いかなる報酬も求めない。

（秘密の保持等）

第4条　乙は、委託契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保管・管理する書類等を他人に閲覧、書写又は、譲渡してはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（契約期間）

第5条　本契約期間は、令和8年３月６日より１年間とする。

但し、期間満了の1か月前までに甲又は、乙から書面等による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに一年間継続し、以降も同様とする。なお、甲、乙において、1か月前に相手方に書面にて通知する事により、本契約を解除する事ができるものとする。

（補足）

第6条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙で協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年3月6日

委託者（甲）　札幌市立稲陵中学校 PTA 会長

細川和彦　印

受託者（乙）　札幌市立稲陵中学校校長

佐々木豊文　印